

「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第2回）」

議 事 録

日 時： 平成27年10月26日（月） 14：00～15：15

場 所： 甘木・朝倉市町村会館（2階 大会議室）

出席者：

九州地方整備局 森川河川部長、宮本河川調査官、宗河川計画課長、
富岡筑後川河川事務所長

関係自治体 （福岡県）山本県土整備部長
（佐賀県）和泉県土づくり本部長
（朝倉市）森田市長

【司会】

それでは定刻となりましたので、ただ今より「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の第2回目の会議を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を担当させていただきます、九州地方整備局河川部河川計画課長の宗でございます。どうぞよろしくお願い致します。座って進行させていただきます。

ご参加の皆様方、報道関係者の皆様、傍聴の皆様方におかれましては円滑な運営にご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず資料の確認をさせていただきます。お手元の資料のクリップをはずして頂きまして、一枚、会議次第、一番おもてにございますが、一枚ものでございます。次に配席表、これも一枚ものでお付けしております。それから資料につきましては右肩に番号を振っております。

「資料－1」ですが、本日の出席者の名簿となっております。

「資料－2」ですが「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約でございます。

「資料－3」「流水の正常な機能の維持に関する複数の対策案の立案及び概略評価による対策案の抽出について」という資料でございます。

「資料－4」ですが「流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について」という資料でございます。

「資料－5」としまして「筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討に関する意見募集について」ということでお付けしております。

最後、「参考資料－1」としまして、「個別ダム検証の進め方等」ということで資料をお付けしております。

以上でございますが、過不足等はありませんでしょうか。

なお、構成員の方々には、準備会及び第1回検討の場の資料一式をファイルとし

て綴じて用意させて頂いております、適宜ご利用頂ければと思っております。

本日の出席者についてご紹介させて頂きたいと思っております。「資料－1」に記載させて頂いております、福岡県 山本県土整備部長様、佐賀県から和泉県土づくり本部長様、朝倉市から森田市長様にご出席頂いているところでございます。

それでは、開会にあたりまして、九州地方整備局河川部長の森川よりご挨拶申し上げます。

【河川部長】

皆様こんにちは、第2回目の「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催するにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しいなか、朝倉市からは森田市長様、福岡県から山本部長様、佐賀県から和泉本部長様にご出席賜りまして、誠に有り難うございます。

また、平素は国土交通行政を進めるうえで、ご支援ご協力を頂きまして重ねてお礼申し上げたいと思っております。

さて筑後川水系では、平成25年に大山ダムが完成しておりまして、現在、小石原川ダムの本体着手に向けた準備が進められているわけでございますけれども、まだまだ、流水の正常な機能の維持、不特定用水と呼んでおりますが、不足している状況であります。

ひとたび渇水になりますと、農業用水等の取水制限があったり、河川の水利用者による渇水調整が必要になるなど、筑後川の水事情は、まだまだ厳しい状況でございます。

ダム事業の検証につきましては、平成22年9月に大臣より指示がなされまして、本事業の検証におきましても、平成22年12月に準備会を開催して、平成23年3月には第1回の検討の場を開催したところでございます。

ダム群連携事業につきましては、ご案内のとおり、江川ダム、寺内ダム、それから完成後の小石原川ダムの容量を活用する事業ということでございますので、検証対象でございました小石原川ダムの事業の対応方針が事業継続ということを受けまして、この事業の検証作業というのを進めてきたわけでございます。

本日、第2回目の検討の場でございますが、流水の正常な機能の維持に関する複数の対策案の立案及び概略評価による対策案の抽出について取りまとめて参りましたので、そのあたりについてご説明したいと思います。

また本日の会議を受けまして、河川の利用者ならびに関係自治体への意見聴取、更にはパブリックコメントを実施したいと考えておりますので募集等についてもご説明いたします。

皆様方には忌憚のないご意見を頂戴したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせて頂きます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、議事内容に先立ちまして、本日の検討の場で行う内容につきまして、簡単にご説明を申し上げます。

一番後に付けておりました「参考資料－１」の裏面をご覧頂ければと思います。

本日の検討の場では、赤囲みしている部分でございます〔カ〕の目的別の検討としまして、右側の〔シ〕の「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」につきまして、検討するということございまして、検討内容の中に例として洪水調節を例として記載しておりますが、〔キ〕の中に「複数の対策案を立案」、それから〔ク〕の「概略評価により治水対策案を抽出」ということにつきまして、ご報告させて頂きたいと考えております。

それでは、議事のほうに入らせて頂きます。それぞれの説明の後に、ご質問やご意見を頂く時間を取らせて頂こうと考えておりますので、よろしくお願ひします。

はじめに「流水の正常な機能の維持に関する複数の対策案の立案及び概略評価による対策案の抽出」につきまして、筑後川河川事務所の富岡所長よりご説明をお願い致します。

【筑後川河川事務所長】

筑後川河川事務所長の富岡です。よろしくお願ひ致します。座って説明させて頂きます。

それでは「流水の正常な機能の維持に関する複数の対策案の立案及び概略評価による対策案の抽出について」ご説明します。「資料－３」をご覧ください。

お手元の資料と前のほうにスクリーンもありますので見やすい方をご覧頂けたらと思います。よろしくお願ひします。

まず、１ページをお開き下さい。筑後川水系における水開発の現状と課題について、ご説明します。

昭和 39 年 10 月、北部九州の社会経済の発展に伴う水需要の増大等に対処すべく、筑後川水系は全国で 3 番目の水資源開発促進法による水資源開発水系に指定されました。

昭和 41 年 2 月には、「筑後川水系水資源開発基本計画」が決定され、数回の変更を行いながら水資源開発が進められて参りました。

下の図は、筑後川水系における水資源開発事業の変遷とそれに伴う水資源開発の状況をイメージで示したものでございます。水資源開発施設の完成時期に対応した水資源開発の容量の増加を利水容量と不特定容量で分けて経年的に示しております。この図でも分かりますように、筑後川水系の水資源開発は、福岡都市圏などの急激に増大する水需要に対処するために都市用水の確保が優先され、本来、同時に確保していくべき流域内の流水の正常な機能の維持のための用水の確保が、やむを

えず遅れた状態となっていることがご理解頂けるかと思えます。

これら筑後川水系の水資源開発の根幹施設であり、昭和 54 年に着工した筑後大堰の建設に際しては、筑後大堰からの流下量が争点となりまして、「水資源の開発および利用にあたっては、流域優先、適正な河川流況を保持することによって河川環境の保全に資するよう努め、下流の既得水利、水産業に影響を及ぼさないよう配慮する必要がある」として、昭和 55 年に福岡・佐賀・熊本・大分の関係 4 県知事の了解のもと、筑後川水系における水資源開発計画の計画基準は、瀬ノ下地点流量 40 立方メートルとすることが確認されたところであります。

また、昭和 56 年に水資源開発基本計画の全部変更を行い、松原・下釜ダム再開発事業等が追加され、昭和 58 年に松原・下釜ダム再開発事業が運用開始されたことによりまして、10 月 1 日から翌 3 月 31 日までのいわゆる冬場については、瀬ノ下地点において毎秒 40 立方メートルが維持されるようになったところであります。

一方、夏場の流水の正常な機能の維持のための用水は、これまでも寺内ダムと大山ダムにより一部確保しているものの、必要量に対してその確保が大幅に遅れた状態になっておりまして、筑後川水系の水資源開発の課題となっております。

次に 2 ページをご覧ください。

筑後川下流域における現状であります。瀬ノ下地点で取水されております水は、久留米市や鳥栖市、佐賀市等の既得用水として、上水、工業用水、農業用水に利用されております。また筑後川下流部には、淡水と海水が混在する汽水域が河口から約 23 キロメートルに渡って存在しておりまして、我が国では有明海とその流入河川にのみ生息するエツ等の魚類の産卵区域、その他様々な貴重な動植物の生息域となっており、他に類を見ない独特な環境を有しております。

次に 3 ページをご覧ください。

筑後川水系における水利用の課題ですが、左の 2 つのグラフを見て頂きますと、降雨が少ない年では、農業用水の取水が集中するかんがい期に河川流量が極端に減少する傾向が見られます。特に取水が集中する代かき期の 6 月に最小流量が発生していることがご理解頂けるかと思えます。また近年の小雨傾向により、筑後川では、安定的な取水ができないという点において慢性的な水不足が生じ、概ね 2 年に 1 回の割合で取水制限が行われております。特に平成 6 年や 17 年の渇水では、夏場の河川流量が極端に減少する事態が発生しており、既得農業用水の取水制限や筑後大堰下流の流下量減少により汽水域の河川環境にも影響を及ぼしております。

次に 4 ページをお開き下さい。

筑後川水系河川整備計画における流水の正常な機能の維持の目標についてご説明します。

平成 18 年 7 月に策定された河川整備計画から抜粋したものを示しておりますが、

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する考え方につきましては、「既設の寺内ダム、松原ダム、下笠ダム、大山ダム及び整備中の小石原川ダム及びダム群連携施設により、瀬ノ下地点において、通年毎秒 40 立方メートルの流量確保に努める」とされているところであります。

次に河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備につきましては、「瀬ノ下地点において毎秒 40 立方メートルの河川流量確保に努めるため、大山ダム、小石原川ダム及びダム群連携施設を整備します。」また「ダム群連携施設は、筑後川の流量が豊富で、かつ既設ダムに空き容量がある場合に筑後川から、支川佐田川及び小石原川に導水し、既設ダム等を有効活用するものです。」とされております。

筑後川水系ダム群連携事業における流水の正常な機能の維持の目標であります。筑後川の利水計画基準年であります昭和 30 年代の流況において、瀬ノ下地点流量毎秒 40 立方メートルを確保することを目標として、寺内ダム、大山ダム、小石原川ダム後の不足量を補給するものであります。

次に、5 ページをご覧ください。

ここからは、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の利水代替案」についての説明となります。

次に 6 ページをお開き下さい。

このダム検証は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき実施されるものであります。この細目の名称が非常に長いものですから、以下の説明でも出て参りますが、以下は検証要領細目ということで省略して言わせて頂きます。

この検証要領細目において、流水の正常な機能の維持対策案は、大臣管理区間の「筑後川水系河川整備計画」で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することが規定されております。

検証要領細目では、流水の正常な機能の維持代替案について、利水代替案を参考にすることとされております。

また利水代替案については、河川区域内において供給面で対応する河道外貯留施設などの 3 方策、河川区域外において供給面で対応する水系間導水などの 5 方策、需要面・供給面での総合的な対応が必要なダム使用权等の振替などの 5 方策の計 13 方策を参考として、河川や流域の特性に応じて、幅広い方策を組み合わせることを検討することとされております。

次に 7 ページをご覧ください。

まず河道外貯留施設であります。河道外に貯水池を設け、河川の流水を導水して貯留することで水源とするもので、筑後川流域において、効果の発現場所、土地

利用状況等を考慮した上で、対策案への適用の可能性について検討致します。

次に 8 ページをお開き下さい。

ダムのかさ上げや掘削などのダム再開発の案ですが、既設のダムをかさ上げあるいは掘削することで利水容量を確保して水源とするもので、筑後川水系に存在する既存のダムのダム型式、地形条件等を考慮した上で、対策案への適用の可能性について検討致します。

次に 9 ページをご覧下さい。

他用途ダム容量の買い上げでございますが、既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて利水容量とすることで水源とするもので、筑後川水系に存在する既存のダムの実態を考慮した上で、対策案への適用の可能性について検討致します。

次に 10 ページをお開き下さい。

水系間導水でございます。これは水量に余裕のある他水系から導水することで水源としようとするもので、筑後川水系に隣接する水系において水利用状況、流況の特性等を考慮した上で、対策案への適用の可能性について検討してまいります。

次に 11 ページをご覧下さい。

地下水取水です。伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により水源とするもので、筑後川流域において、効果の発現場所、土地利用状況等を考慮した上で、対策案への適用の可能性について検討致します。

次に 12 ページをお開き下さい。

これはため池です。主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とするもので、筑後川流域において、効果の発現場所、土地利用状況等を考慮した上で、対策案への適用の可能性について検討致します。

次に 13 ページをお開き下さい。

海水淡水化ですが、海水を淡水化する施設を設置し、水源としようとするもので、筑後川流域において、施設の立地条件等を考慮した上で、対策案への適用の可能性について検討致します。

次に 14 ページをご覧下さい。

水源林の保全についてです。主にその土壌の働きによって、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待するものであります。筑後川流域において、森林の現状を考慮した上で、対策案への適用の可能性について検討致します。

次に 15 ページをお開き下さい。

ダム使用権等の振替であります。これは需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要な者に振り替えるもので、筑後川流域において、筑後川水系に存在する既設ダムの実態を考慮した上で、対策案への適用の可能性について検討致します。

次に 16 ページをお開き下さい。

既得水利の合理化・転用です。これは用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分を他の必要とする用途に転用しようとするもので、筑後川流域の水利用、土地利用の状況等を考慮した上で、対策案への適用の可能性について検討致します。

次に 17 ページをお開き下さい。

これは渇水調整の強化の方策です。渇水調整協議会の機能を強化して渇水時に被害を最小とするような取水制限を行うもので、筑後川水系の水利用の状況を考慮した上で、対策案への適用の可能性について検討致します。なお、筑後川水系では、これまでも関係者により渇水調整が行われてきているところであります。

次に 18 ページをお願いします。

節水対策です。節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図るもので、筑後川流域の水利用、節水の取り組み状況を考慮した上で、対策案への適用の可能性について検討致します。

次に 19 ページをお願いします。

雨水・中水利用ですが、雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水利用の推進により、河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図ろうとするもので、筑後川流域の雨水、中水利用の状況や下水処理水利用の状況を考慮した上で、対策案への適用の可能性について検討致します。

次は 20 ページですが、ここからは「流水の正常な機能の維持」に関する複数の対策案の立案についてのご説明となります。

まず、21 ページをお願いします。

既存のダム活用対策等の考え方を説明致します。

筑後川流域には、この表に示しますように 33 基のダム等が存在し、補給地点である瀬ノ下地点よりも上流に位置する 20 基のダム等を対象に、既設のダムを活用する方策であるダムかさ上げや貯水池の掘削などのダム再開発、他用途ダム容量買

い上げなどの対策案を立案していきます。表で水色に着色しているダムが対象になります。

次に 2 2 ページをご覧ください。

ダム再開発のかさ上げについてです。これは構造面から技術的にかさ上げが可能であり、国内実績もある重力式コンクリートダムの 7 基を抽出して地形上の効率性を踏まえまして、松原ダム、大山ダムおよび江川ダムの 3 ダムを検討の対象としたところでもあります。

次に 2 3 ページをお願いします。

ダム再開発の掘削についてです。貯留効果を勘案して、総貯水容量、有効貯水容量が大きい 9 基のダム等を抽出致しまして、それから掘削の効率性を踏まえて、大山ダム、江川ダム、寺内ダム、筑後大堰、合所ダム、藤波ダム、山神ダムの合計 7 ダム等を検討の対象と致しました。

次に 2 4 ページをご覧ください。

他用途ダム容量のうち利水容量の買い上げについては、利水容量を有する 18 基のダム等を抽出しました。利水容量が大きいダム等から優先して組み合わせを行い、必要な開発量を確保できるダム等を抽出して江川ダム単独、寺内ダムと合所ダムの組み合わせ、大山ダム、山口調整池、地蔵原ダム、筑後大堰、夜明ダムの 5 つのダム等を組み合わせ、この 3 つの組み合わせを検討の対象としたところでもあります。

他用途ダム容量のうち渇水対策容量の買い上げにつきましましては、渇水対策容量を有する小石原川ダムを対象とし、必要な開発量を確保する案と致しました。

次に 2 5 ページをご覧ください。

ダム使用权等の振替についてです。振替可能なダム使用权等が存在しないことから対策案の検討において組み合わせの対象として採用しないことと致しました。さらに、既得水利の合理化・転用につきましましては、筑後川水系の既得水利権の状況を確認しましたが、合理化・転用に活用できるものがございませんでしたので、対策案の検討において組み合わせの対象として採用しないこととしました。

それから水源林の保全、渇水調整の強化、節水対策、雨水・中水利用の 4 方策につきましましては、水資源管理を行う上でそれぞれが大事な方策でありますので、全ての対策案に採用致します。ただし、効果を定量的に見込むことが困難でございます。

次に 2 6 ページをお願いします。

検証要領細目に示された各方策について、筑後川流域への適用性について整理しています。表中、水色に着色した方策が今回の検討において組み合わせの対象とした方策となります。

先ほどご説明しました対策案の検討において組み合わせの対象としなかった2方策は白抜きで、水資源管理を行う上で大切な方策である4方策は全ての対策案について共通して適用することとし、黄色に着色しております。

次に27ページをお願いします。

複数の対策案は、検証要領細目に示された方策のうち、筑後川に適用可能な方策を組み合わせしており、単独方策で効果を発揮できる対策案および複数対策で効果を発揮できる対策案の両案について検討しています。対策案は、代表的な方策別に3つのグループに分けて検討致しました。

1つ目のグループの施設の新設による案と致しましては、新規施設に必要な開発量を確保するため、河道外貯留施設、水系間導水、地下水取水、ため池、海水淡水化を検討致しました。

2つ目のグループの既存施設を有効活用する案としては、既存施設に必要な開発量を確保するため、ダム再開発（かさ上げ、掘削）があります。それから他用途ダム容量買い上げを検討致しました。

3つ目のグループの複数の方策を組み合わせる案としては、グループ1及び2の中で単独方策として必要な開発量を確保できない水系間導水、ダム再開発（掘削）、他用途ダム容量買い上げ（湧水対策容量）を事業量や施設規模からコスト的に優位と見込まれるダム再開発（かさ上げ）と組み合わせ検討致しました。

次に28ページをご覧ください。

ただ今説明した各グループの考え方に従いまして、対策案を立案した結果がこの表となります。

施設の新設による案として対策案（1）から（4）の4案、既存施設を有効活用する案として対策案（5）から（8）の4案、複数の方策を組み合わせる案として対策案（9）から（11）の3案の合計11案を検討致しました。

次に29ページをご覧ください。

現計画であります筑後川水系ダム群連携であります。導水施設の新設と小石原川の江川ダム、現在建設中の小石原川ダム、佐田川の寺内ダムの既存のダム等の有効活用によって必要量を確保する事業であります。筑後川本川から佐田川への導水施設を建設して筑後川本川から最大で毎秒2.0立方メートルを導水し、導水された水を江川ダムの利水容量2,400万立方メートルと寺内ダムの利水容量900万立方メートルに入れるとともに小石原川の流入水を小石原川ダムの利水容量1,630万立方メートルに優先的に貯めるなど総合的な運用を行うことにより、河川整備計画の目標にある瀬ノ下地点において毎秒40立方メートルの河川流量を確保する計画であります。

次に30ページをご覧ください。

ここからが立案した11の各対策案の内容についての説明になります。対策案の立案にあたって関係機関や地権者等との事前協議や調整は行っておりません。また対策箇所や数量は、現時点のものでありまして、今後変更となる場合もございます。

最初にグループ1の施設の新設による案を4案ご説明致します。まず対策案(1)の河道外貯留施設についてです。

筑後川中流域において、河道外貯留施設を新設することによって必要な開発量を確保致します。

この対策案では、目標を達成するために、筑後川中流域に面積約220ヘクタールの河道外貯留施設を整備することを想定しております。

設置場所は、地形、土地利用状況、流況等を考慮し、補給地点よりも上流域で家屋移転等が少ない現実的な場所として右の位置図の赤点線で囲んだところを対策箇所としております。

河道外貯留施設は、取水ポンプ、周囲堤、放流施設の整備等を実施致します。

また、河道外貯留施設の用地取得、家屋移転等を行うこととなります。

次に31ページをご覧ください。

対策案(2)の地下水取水です。

筑後川の流域内平野部及び山間部において井戸を新設することによって必要な開発量を確保する案です。

設置場所は、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要領」による対象地域を対象外とし、補給地点より上流域で設定しており、井戸の数が多いことから右の位置図の赤点線で囲んだ中流域の広い範囲を対策箇所と設定しております。

この対策案では、目標を達成するために、筑後川の平野部に存在する井戸の平均的な取水量であります1箇所あたり日量500立方メートル規模の井戸を約4,100箇所新設します。必要な取水能力は日量約205万立方メートルに相当致します。また、各井戸の水を集約し、筑後川本川まで送水するための送水管路を整備します。

また、井戸等の用地取得を行うこととなります。

次に32ページをお願いします。

対策案(3)のため池でございます。

筑後川中流域において、ため池を新設することによって必要な開発量を確保致します。

設置場所は、地形、土地利用状況等を考慮して補給地点より上流域で家屋移転が生じない現実的な場所を考えており、ため池の数が多いことから右の位置図の赤点線で囲んだ中流域の広い範囲の中に対策箇所として設定しております。

この対策案では、目標を達成するために、左下の表にございますが、福岡県内の筑後川流域周辺部における最も一般的な容量であります1箇所あたり約2万立方メ

一トール規模のため池ということによって約 680 箇所新設するとともに、各ため池の水を集約し、補給地点まで送水するための導水路を整備する案です。

また、ため池等施設の用地取得を行うこととなります。

次に 33 ページをお願い致します。

対策案（4）の海水淡水化でございます。

有明海沿岸に海水淡水化施設を新設することによって必要な開発量を確保する案です。

設置場所は、地理的に補給地点に近い有明海沿岸の筑後川河口部で設定致しました。

この対策案では、目標を達成するために、有明海沿岸に日量約 205 万立方メートル規模の海水淡水化施設を新設し、補給地点までの導水路を整備する案となります。

また、海水淡水化施設の用地取得を行うこととなります。

次に 34 ページをご覧ください。

ここからは、グループ 2 の既存施設を有効活用する案について 4 案ご説明致します。

まず、対策案（5）の松原ダム、大山ダム、江川ダムのかさ上げによるダム再開発の案です。

この対策案では、目標を達成するために、松原ダムを約 3 メートル、大山ダムを約 16 メートル、江川ダムを約 10 メートルかさ上げすることによって必要な開発量を確保致します。

各ダムのかさ上げ高については、ダムサイトの地形・地質的な条件、上流に位置する他ダムの構造を踏まえてかさ上げ高を算出しております。

かさ上げに伴うダム堤体の補強、放流ゲートの改築、周辺道路の付け替え等の実施が必要となります。

また、かさ上げに伴う新たな水没地の用地取得、家屋移転等を行うこととなります。

次に 35 ページをお願い致します。

対策案（6）の江川ダムの利水容量を対象とした他用途ダム容量の買い上げであります。

江川ダムの利水容量の一部を買い上げることによって必要な開発量を確保する案です。

この対策案では、目標を達成するために、江川ダムの利水容量 2,400 万立方メートルのうち約 1,360 万立方メートルを買い上げ補償する案となります。

次に 36 ページをお願い致します。

対策案（７）の寺内ダム及び合所ダムの利水容量を対象とした他用途ダム容量の買い上げ案です。

寺内ダム及び合所ダムの利水容量の全部あるいは一部を買い上げることによって、必要な開発量を確保する案です。

この対策案では、目標を達成するために、寺内ダム及び合所ダムの利水容量の合計 1,500 万立方メートルのうち約 1,360 万立方メートルを買い上げ補償することになります。

次に 37 ページをお願い致します。

対策案（８）の大山ダム、山口調整池、地蔵原ダム、筑後大堰及び夜明ダムの利水容量を対象とした他用途ダム容量の買い上げです。

大山ダム、山口調整池、地蔵原ダム、筑後大堰及び夜明ダムの利水容量の全部あるいは一部を買い上げることによって、必要な開発量を確保致します。

この対策案では、目標を達成するために、大山ダム、山口調整池、地蔵原ダム、筑後大堰、夜明ダムの利水容量の合計 1,377 万立方メートルのうち約 1,360 万立方メートルを買い上げ補償することになります。

次に 38 ページをお願い致します。

ここからは、グループ 3 の複数の方策を組み合わせる案を 3 案ご説明致します。

対策案（９）の水系間導水と松原ダム及び大山ダムのかさ上げによるダム再開発を組み合わせた対策案です。

筑後川に隣接する大野川からの導水施設を新設するとともに、松原ダムを約 3 メートル、大山ダムを約 13 メートルかさ上げすることによって必要な開発量を確保致します。

まず水系間導水についてですが、この対策案では、目標を達成するために、筑後川の近隣の水系で最も効率的な導水が可能と考えられます大野川において、取水が可能な地点を取水地点と設定し、送水ルートは大分県豊後大野市犬飼町付近から熊本県南小国町満願寺付近に導水するルートを想定しております。

大野川からの可能な導水能力は、日量約 22 万立方メートルに相当致します。

導水路では、管路を整備するとともに、取水施設、取水・送水ポンプを整備します。なお、揚程差が約 700 メートルとなりますことから、複数のポンプ施設、中継施設を整備することになります。

また取水設備、ポンプ施設等の用地取得を行います。

次にダムかさ上げについてですが、かさ上げ高は、地形や地質等を考慮し、技術的に可能と考えられる最大高さを設定しております。

かさ上げに伴うダム堤体の補強、放流ゲートの改築、周辺道路の付け替え等の実施が必要となります。

また、かさ上げに伴う新たな水没地の用地取得を行うことになります。

次に 39 ページをお願いします。

対策案（10）の既設ダムの貯水池の掘削によるダム再開発と松原ダム及び大山ダムのかさ上げによるダム再開発を組み合わせた対策案です。

筑後川流域内の既設7ダムの貯水池を掘削するとともに、松原ダムを約3メートル、大山ダムを約14メートルかさ上げすることによって必要な開発量を確保致します。

まず既設ダムの貯水池の掘削ですが、この対策案では、目標を達成するために、大山ダム、江川ダム、寺内ダム、筑後大堰、合所ダム、藤波ダム、山神ダムの貯水池を600万立方メートル掘削することにより新たな容量を450万立方メートル確保する案です。なお貯水池掘削は、周辺地形に影響を及ぼさず、効率的に掘削できるダムを設定しております。

次にダムかさ上げについてですが、かさ上げ高は、地形や地質等を考慮し、技術的に可能と考えられる最大高さを設定しております。

かさ上げに伴うダム堤体の補強、放流ゲートの改築、周辺道路の付け替え等の実施が必要となります。

また、かさ上げに伴う新たな水没地の用地取得を行うこととなります。

次に40ページをご覧ください。

対策案（11）の小石原川ダムの渇水対策容量を対象とした他用途ダム容量の買い上げと大山ダムのかさ上げによるダム再開発を組み合わせた対策案です。

小石原川ダムの渇水対策容量1,870万立方メートルを買い上げるとともに、大山ダムを約7メートルかさ上げすることによって必要な開発量を確保致します。なお、小石原川ダムの渇水対策容量の代替施設として松原ダムを約3メートル、大山ダムを約9メートル、江川ダムを約13メートルかさ上げすることによって必要な開発量を確保致します。

まず小石原川ダムの渇水対策容量買い上げでございますが、この対策案では、目標を達成するために、小石原川ダムの渇水対策容量1,870万立方メートルを買い上げます。

次にダムかさ上げについてですが、かさ上げ高を決める際には、渇水対策容量の代替施設として必要な容量も合わせて検討し、かさ上げ高は、地形や地質等を考慮して、技術的に可能と考えられる最大高さを設定しております。

かさ上げに伴うダム堤体の補強、放流ゲートの改築、周辺道路の付け替え等の実施が必要となります。

また、かさ上げに伴う新たな水没地の用地取得を行うこととなります。

次に41ページをご覧ください。

ここまで11案についてご説明致しましたが、ここからは、全ての対策案に採用

した方策の説明です。どの案も効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、水資源管理を行う上で大切な方策であることから、全ての対策案に採用した方策となります。

まず、水源林の保全についてです。

主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待するものであります。

筑後川流域は、山林が全体の約 56 パーセントを占め、水田や畑等の耕地が約 20 パーセント、宅地等が約 24 パーセントの割合となっております。

次に 4 2 ページをお願いします。

渇水調整の強化についてであります。

渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水制限を行うものです。

筑後川水系では、これまでも関係者により適切な渇水調整が行われているところであります。

次に 4 3 ページをお願いします。

節水対策についてです。

節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要の抑制を図るものであります。

自己水源に乏しく過去の大渇水を経験している福岡都市圏では、既に節水対策が進んでおります。

また流域においても福岡県南広域水道企業団による節水 P R キャンペーンや両筑平野用水による漏水防止対策などさまざまな取り組みが行われてきているところであります。

次に 4 4 ページをお願い致します。

雨水・中水利用についてです。

雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水利用の促進によって、河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図るものです。

自己水源に乏しく過去の大渇水を経験しております福岡都市圏では、雨水利用や再生水利用を推進しているところであります。

ここまでが、各対策案の説明となります。

次に 4 5 ページをお願い致します。

ここからは、概略評価による対策案の抽出について説明致します。

次に 4 6 ページをお願い致します。

概略評価による対策案の抽出の考え方についてご説明致します。

概略評価による抽出では、今回提示しました11案の対策案について、各グループ内で最も妥当な案を抽出致します。比較は「コスト」を重視し、コスト的に最も有利な対策案を抽出（案）とすることとしました。なお、同程度のコストと想定される場合には、対策案の実施に伴う新たな補償が少なく、できるだけ不確定要素を含まない対策案を抽出しております。

また、利水容量を対象とした他用途ダム容量の買い上げ案についてはコストが不確定ではありますが、利水対策案に対する主な河川使用者からの意見を踏まえまして、次回の検討の場において抽出の判定を行うこととさせていただきます。

次に47ページをお願い致します。

グループ1の施設の新設による案では、対策案（1）の河道外貯留施設の案を抽出致しました。

対策案（2）の地下水取水、対策案（3）のため池、対策案（4）の海水淡水化については、他の案に比べて施設の建設に多くの費用がかかることから、対策案として抽出致しませんでした。

グループ2からは、対策案（5）の松原ダム、大山ダム、江川ダムの3ダムのかさ上げによるダム再開発を抽出しています。

なお、概算事業費を試算できなかった他用途ダムの利水容量の買い上げを行う案（6）、（7）、（8）につきましては、今後、関係利水者に意見聴取を行い、その結果を踏まえて抽出の判定を行いたいと考えております。

グループ3の施設の新設と既存施設の有効活用を組み合わせる案では、対策案（10）の既設ダムの貯水池掘削と松原ダム、大山ダムの2つのダムのかさ上げを組み合わせた対策案を抽出致しました。

対策案（9）の水系間導水とダム再開発の松原ダム・大山ダムのかさ上げ案、対策案（11）の小石原川ダム濁水対策容量買い上げとダム再開発として大山ダムかさ上げを行う案につきましては、他の案に比べて施設の建設に多くの費用がかかることから、対策案として抽出致しませんでした。

対策案については、今回抽出した6案を抽出（案）として、筑後川水系ダム群連携事業案を加えた7案について、今後、関係する方々への意見聴取を行って参ります。なお、判定結果が未確定の利水対策案については、先ほども述べましたように、聴取した意見を踏まえて抽出の最終判定を行いたいと考えております。

次に48ページをお願いいたします。

今後、このようにして抽出されました利水対策案について、詳細な評価を行って参ります。なお、評価軸につきましては、有識者会議の資料を抜粋して示しておりますが、「目標」、「コスト」、「実現性」、「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」という6つの評価軸に基づき実施することになります。

なお、ダム群連携事業の事業費につきましては、第1回検討の場で点検を行ったところでありますけれども、その後物価変動や消費税のアップ等が生じておりますので、次回検討の場におきまして改めて事業費の再点検を行いたいと考えております。

長くなりましたが以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

かなりボリュームがありましたけれども、「流水の正常な機能の維持に関する複数の対策案の立案及び概略評価による対策案の抽出」について、流域の現状と課題も含めましてご説明をさせて頂いたというところでございます。簡単にまとめますと、検証要領細目に基きまして各方策について筑後川流域への適応性を検討したと、そのうちそれらを3つのグループに分けて検討したというのが27ページでございます。グループ1、グループ2、グループ3ということで分けて検討し、その結果として合計11の対策案を立案したというところで、各概要についてご説明させて頂いたところです。それらにつきまして、46ページにございますように、概略評価の考え方に基きまして、47ページ各グループの中で○が付いていたり×が付いていたりしておりますが、これら6つ合計○が付いています。これについて抽出したということでございます。

また、今後につきましては、これらの6つの対策案に加えて、現計画でありますダム群連携事業これを加えまして、7つの対策案について、詳細な評価を行っていくというご説明でございました。

これら一連の説明につきましてご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

【司会】

福岡県さん、よろしくお願いいたします。

【福岡県県土整備部長】

福岡県でございます。まず、全体についてということでありますけれども、本日第2回目の筑後川水系ダム群連携事業の検証の場を開いて頂きまして、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

筑後川については、河川の流水の正常な機能の確保という、不特定用水の確保が重要な課題でございまして、福岡県といたしましては、ダム群連携事業は非常に重要事業だと思っております。検証にあたってこれからですけれども、不特定用水の確保をしていくために検証をして頂くのも大事なことですけれども、併せまして地元をはじめ地域のご意見、色々ご意見等もあるかと思っておりますので、そのあたりは最大限尊重して頂きながら、且つスピード感をもって速やかに検証を進めて頂けるよ

うにお願いをしたいと思います。これがまず、全体でございます。

個別の話で2点程ございまして、1点目は、「資料-3」の4ページのところに、瀬ノ下のところで毎秒40立方メートルということで、これが河川整備計画等で位置づけられた数字で、それを確保するためにこのダム群連携事業の総量で1,360万立方メートル、最大補給量が毎秒23.7立方メートルということでありますけれども、今後、検討が続いていくのでその中で色々工夫はされるのだらうと思いますが、多くの方にご理解を頂くためには、やはり毎秒40立方メートルとかの数字の妥当性をより分かりやすい形で整理をして頂く必要があるのではないかと思いますし、ダム群連携事業の総量1,360万立方メートルとか、あるいは最大補給量毎秒23.7立方メートルとが、毎秒40立方メートルとどう絡み合っただろうかという数字になるのかとかです、そういった点の分かりやすい説明についてこれから工夫を頂けるとありがたいかなと思いました。

2点目は、24ページとか40ページのところに、代替案として小石原川ダムの渇水対策容量を買い上げてというご説明がありましたが、小石原川ダムについてはダムの検証の中で色々検討して頂いて、渇水対策容量の必要性について検討がなされた上で現在建設が進められているということでございますので、この渇水対策容量については、地域での社会生活だとか経済活動、河川環境等への被害を最小限に軽減するための危機管理対策として確保して頂いているということでございますので、異常渇水時の緊急水補給のためにこの渇水対策容量は非常に重要なものだと思っております。今回の検証にあたって、そのことを十分踏まえた上で検討を進めて頂けるとありがたいかなと思っております。福岡県からは以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。

3点ほどですかね、進めるにあたっての地元地域の意見をしっかりと聞いて、スピード感をもって進めてほしいというご意見と、もう2点ありましたのが、瀬ノ下地点毎秒40立方メートル確保という目標があるけれども、それをご理解いただくための整理。あと色々な数字、総量1,360万立方メートルとかそういった数字が出てくる中でそれがどう絡み合うか、分かりやすく説明してほしいということだったかと思っております。それと、渇水対策容量の買い上げについて、小石原川ダムの検証の中で議論されたということも十分に踏まえた検討を進めてほしいということでご意見頂いたと思っております。

それについて整備局の方から回答をお願い致します。

【筑後川河川事務所長】

まず1点目のお話ですけど、言われたことは当然のことだと思っておりますので、検証の場でもそうですし、また検証が終わった後、もしこの事業を継続していくとなれば当然その中でも対応して参りたいと思っております。

それから2点目の毎秒40立方メートルの必要性を分かりやすくという話でございますが、これについても今日の資料の中では十分説明できておりませんが、筑後川では近年2年に1回の割合で渇水が発生しておりまして、筑後大堰下流の流量が激減して既得農業用水の取水制限がありますとか、汽水域の河川環境への影響が懸念されているという状況にあります。そのための流況改善ということであり、具体的な必要性については、次回より分かりやすく説明するように資料を用意して、検討の場で説明させて頂きたいと思っております。

それから、小石原川ダムでございますけれども、これについては今回対策案の立案にあたりまして、ダム検証の実施要領ではあらゆる可能性について検討するということになっておりますので、筑後川においては、他のダム検証と同様に他用途ダム容量の買い上げということの案の一つとして、既得ダム利水者の容量買い上げ案の中で、利水者以外の容量としてもこの渇水対策容量を対策案の一つとして検討に上げさせて頂いたものでございます。ご理解の程よろしくお願い致します。

【司会】

それでは他にご意見、ご質問などございましたら、よろしくお願い致します。

【朝倉市長】

いいですか。

【司会】

よろしく申し上げます。

【朝倉市長】

今日はおそらくダム群連携事業がもし実施されるとするならば地元になるということで私どもはこの席にお呼び頂いているというふうに理解をしております。

今からいろんな形で検証が進められるのだらうと思っておりますけれども、まず、最初にダム群連携事業という問題について、私どもの朝倉市としての考え方なり、最初に申し上げておきたいと思っております。第2回目ということで、第1回目は私も出席しましたけれども、小石原ダムとダム群連携を一緒にしようとされていたのですよね。それは、私もいろいろ申し上げまして別々の検証になった訳でありますけれども、今日まで朝倉地域というのは、ご存じのように江川、寺内ダムがございます。既に来年度から小石の本体工事も始まる状況になってきております。過去この水に関しては、いわゆる水源地としての務め、役割というものを十分果たしてきております。これは恩を着せるわけではない。ただ、その2つ、3つ目のダムを含めて小石も含めてですけれども、水源地としての役目を果たすだけではなくて、やっぱり地元としてのメリットがあると、メリットを作って頂くという状況のなかで私どもは協力をして参っております。しかし、残念ながらダム群連携事業につきまし

では、私ども未だ地元に対するメリットが見出せないというのが現状です。ですから、朝倉市としては、検証を進めて頂くということはどんどんやって頂きたい。今からの議論のなかで心配事もいっぱいあるわけです。いわゆる先ほどから瀬ノ下、瀬ノ下という言葉が、特に国交省さんは必ず筑後川水系では瀬ノ下というものを出示してみえます。ただ、それに注ぐ支流、私どもの小石原川とか佐田川、他にもございます。そこにも沿川のきちとした住民の生活があるのだということをお認識した上でこの検証作業を進めて頂きたいということをお願い申し上げたいと思います。その上で、私も生まれて60数年この地に住んでおりますけれども、いわゆるどこが責任、どこが原因とは申し上げません。そういう事はわかりません。ただ現実問題として、やはり小石原川流域、あるいは佐田川、それから朝倉市全域の水環境というものが随分私が子供の時から比べたら悪くなっているというのは紛れのない事実です。ですからそれに寄与する、その環境を少しでも改善する、寄与する事業であってほしいなど、もしダム群連携事業というものが実施されるならばそういうことが一つであります。

それからもう一つあるのが、この事業は環境アセスメント評価がなされないと聞いております。そうなってきますと私どもの地域にも、いわゆる水に関わるので非常にこの地域の独特の環境、いわゆる生物等もございます。そういったものが筑後川から水が入ることによってどういう影響があるのかという事が全然分からないままに進めなきゃならんという心配もございます。そういったものも含めて、今後環境アセス評価がなされないということであれば、それに代わるようなものをきちんと提示をして頂きたいという事を申し上げさせて頂きたいと思っております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。

ただいまご意見として頂きました。特に水環境、近年悪くなっているということで、それに寄与する事業であってほしいという思いと、環境アセスがなされないという中で地域の環境生物にどういった影響が出るのか、そういったものを環境アセスがないならそれに変わるものとしてなにか提示をして頂きたいというご意見だったかと思っております。

これに対しまして、整備局の方から回答をお願い致します。

【河川調査官】

九州地方整備局で河川調査官をしております宮本と申します。

今の森田市長さんからのご意見どうもありがとうございました。

市の考え方を申し上げておきたいということで、全般にわたってご意見を頂いたかと思っております。まず、最初江川、寺内ダムがあって、それから小石原川ダムも今建設中ということで、本当にそれらの事業について、これまでずっと朝倉市さんにご支援ご協力頂いているということについて、まず感謝申し上げたいと思っております。

す。そのうえで、最初にございましたダム群連携の事業について、地元に対するメリットがないではないかというような、そういった話をございました。それから心配事があるということで、特に瀬ノ下、瀬ノ下と国交省は言うけれども、小石原川、佐田川もあるということで、そういった事も考えてもらいたいとそういった話をございました。その2つある意味重なるところもあるかと思しますので、今の市長さんのご質問ご意見に十分お答えをできていないところもあるのかもしれませんが、現時点でのお答えということでさせて頂きたいとそういうふうに思っております。

【朝倉市長】

答えなくても結構です。

今からの検証の中でそういった事を、きちっと答えて頂いて、今答えても十分に答えられないでしょう。だからそういうことも私は、今後の検証の場で、もしかするとお尋ねするかもしれませんよということですよということですから、それは十分整備局の方で今後よろしくやって頂きたいと思えます。

【河川調査官】

わかりました。

そういう意味でダム群連携事業をやることで瀬ノ下に向けて水を流す事になりますけども、小石原川、佐田川を水が通っていくということもあって、そういう意味では水量の確保とかそういった面で何らかのメリットが見出せるのではないかなと考えております。それをまた、もしダム群連携事業を進めるとなれば、そのあたりしっかりと説明等させて頂きたいとそういうふうに思えます。そういった意味で水環境の面もそういった面で貢献できるところがあるのかなと思っておりますし、あと環境アセスメントの話もございましたけれども、水質の話ですね、少なくとも検証を進める中では、今やっている調査の中で、この検証の中で環境に対する影響についてはしっかりと提示させて頂いて、その上でまたご意見頂くということになるかと思えますし、その上で仮にこの事業をやるとなれば、先ほど市長さんからございましたけれどもアセスメント、法アセスの対象にはなりませんけれども、事業を進める上で必要な環境の調査等は進めさせて頂くということになるろうかと思えます。すみません。十分なお答えできなくて申し訳ありません。

【司会】

それではその他ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願い致します。

では佐賀県さんよろしくお願い致します。

【佐賀県県土づくり本部長】

佐賀県でございます。まず佐賀県にとって筑後川の不特定用水の確保でございしますが、先程の資料でもございましたけれども、3ページ目とか4ページ目にも書い

てありますとおり、非常に既得農業用水あるいは河川の環境ということで恩恵を受けている、非常に重要なものだと考えているところでございます。その中で、2年に1回このような水不足があるということで、その確保対策、非常に大切だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいということでございます。

その中で、筑後川水系ダム群連携事業というのは、筑後川本川から導水して既設の江川ダム、寺内ダム、それと現在建設中の小石原川ダム、この3ダムでの総合運用を図って効果を発揮するというところで考えておまして、非常に重要なものと考えているところでございます。

今回、複数の不特定用水の対策案が立案されているわけですが、ダム検証というのは、予断を持つことなく進めると聞いておりますので、是非、中立性、客観性、透明性をしっかりと確保したうえで、更にスピード感、やはり急務の問題だと考えておりますので、スピード感をもって頂いて、今後も不特定用水の確保対策を早期に進めて頂きたいというふうに考えているところでございます。

先程福岡県さんからあった話と重なりますが、やはりこの不特定用水の確保、瀬ノ下毎秒40立方メートルの必要性、この辺がやはり一般の方には分かりづらい、理解されづらいところでございますので、是非ともその辺については、分かりやすい説明となるようお願いできればと考えております。先ほど回答を頂きましたので、特に回答は必要ございませんが、福岡県さんと同じ意見でございます。

【司会】

ありがとうございました。

それではその他ご意見、ご質問等ございましたら。

よろしいでしょうか。

それでは本日、皆さん方から頂きましたご意見、ご要望等につきましては、今後検証作業に反映させていきたいと考えております。

続きまして本日、提示させて頂きました「流水の正常な機能の維持対策案」につきまして、関係河川使用者や関係地方公共団体の方々へ提示しまして、意見聴取を行う予定としております。その内容等につきまして、ご説明をさせて頂きたいと思ひます。

右肩に「資料-4」と書かれております「流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について」という資料をご覧ください。

1ページ開いて頂きまして意見聴取をお願いする機関について示させて頂いております。意見聴取先ですけれども、検証要領細目に基きまして、関係河川使用者これは対策案に関係する施設の管理者や関係者ということでございますが、関係自治体を抽出して頂いているということでございます。大きく3つに項目で整理しておりますけれども、1番目としまして対策案に関係する主な河川使用者ということで、九州農政局、福岡県、佐賀県、大分県、福岡市、朝倉市、鳥栖市、日田市、両筑土地改良区、耳納山麓土地改良区、山神水道企業団、福岡県南広域水道企業団、

福岡地区水道企業団、佐賀東部水道企業団、九州電力株式会社、独立行政法人水資源機構というところで行います。

2番目でございますが、対策案に関係する自治体ということでございまして、福岡県、佐賀県、大分県、久留米市、筑紫野市、朝倉市、うきは市、鳥栖市、みやき町、日田市ということで、対策案が位置する自治体となっております。

3番目と致しまして、この検討の場の構成員でございます福岡県、佐賀県、朝倉市というふうになっております。重複はしておりますがそういったところでございます。

次に意見聴取につきまして、2ページ目をご覧頂きたいと思っております。具体的な意見聴取を行う際の文書の（案）を示させて頂いております。なお、意見聴取の期間ですけれども、概ね1ヶ月程度を予定しております。

以上が流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取でございます。

引き続きまして、検討の一つの節目ということでございますので、パブリックコメントをこの後予定しております。その内容について、引き続きご説明させて頂きたいと思っております。

「資料－5」と右肩に書かれております「筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討に関する意見募集について」という資料をご覧ください。

検証要領細目におきましては、今後の検討の参考とさせて頂くために、検討の過程におきまして、主要な段階でパブリックコメントを行うことになっておりますので、その内容についてご説明させて頂きます。

まず、1.の意見募集対象でございますが、先ほどお示しさせて頂きました、「流水の正常な機能の維持に関する複数の対策案及び概略評価による対策案の抽出について」の「資料－3」ですが、こちらを参考としまして、「これまでに提示した対策案以外の具体的対策案の提案」及び「複数の対策案に係る概略評価および抽出に対する意見」を募集する予定としております。

続きまして、2.の募集期間でございますが、明日10月27日にホームページへの掲載および記者発表をさせて頂きまして、10月27日から11月25日迄の30日間とさせて頂いております。

続きまして、3.の意見の提出方法でございますが、こちらにつきましては郵送、FAX、電子メール、回収箱への投函と4つの方法を準備しております。

続きまして、ページをめくって頂きまして、6.資料の閲覧又は入手の場所入手の方法になりますけれども、整備局のホームページの他、最後のページの別添2をつけさせて頂いております。そちらにありますように閲覧場所一覧をお示ししております。こちらに意見の投函箱を設置する予定でございます。

国土交通省の筑後川河川事務所ならびに福岡県さん、佐賀県さん、朝倉市さんにご協力を頂きまして実施したいと考えておりますので、構成員の皆様方におかれましては、ご協力のほどをよろしくお願い致します。

ただいま説明しました関係河川使用者等への意見聴取やパブリックコメントにつ

いて、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いたします。

特にご意見はございませんでしょうか。

ではありがとうございます。

以上で本日予定しておりました審議につきましては、これで全て終了致しました。

それでは最後に河川部長より一言お願いたします。

【河川部長】

本日は貴重なご意見ありがとうございます。

まずは、福岡県さん、あるいは佐賀県さんの方から毎秒 40 立方メートルあるいはその不特定容量の必要性、濁水対策容量の必要性について、一般の方々に理解されにくいということでございましたので、所長が申したように次回以降の検討の場において分かりやすい資料でご説明していきたいと思ひます。

また、朝倉市長さんのほうから、本事業のメリットがなかなか見出せない、あるいは水環境とか生態系などに対する心配もあるというお話でございました。

検討の場の規約でもございますように、検証主体でございます私どもがお示しする資料について、構成員の皆様方からいろんな見解を頂くというのがこの検討の場の趣旨でございますので、次回以降評価軸評価もでございますので、私どもしっかりと評価をして、また皆様方に提示したうえで、それぞれの構成員の皆様方からいろんなご意見を伺って検討を進めて行きたいと思ひます。さらに先ほど申したように今回のご意見を踏まえまして、パブコメあるいはその関係河川の利用者あるいは関係自治体の意見聴取を行いますので、そのあたりの資料も含めまして、また次回以降ご提示できればと思っております。予断なくではございますけれども速やかに検証作業を進めて参りたいと思ひますので、引き続きよろしくお願致します。本日はどうもありがとうございます。